

令和7年6月18日

有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととする。

記

1 指名停止の業者（建設工事）

住 所 諫早市貝津町2071番地7

名 称 株式会社ライムイシモト

代表者 代表取締役 石本 潤治郎

2 指名停止の期間

令和7年6月18日から令和7年8月17日まで（2か月）

3 指名停止の理由

（株）ライムイシモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが判明した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日に長崎県から監督処分（営業停止）を受けたことによる措置。

諫早市入札参加資格者指名停止措置要領

第1「別表第2第8号（建設業法違反行為）」該当

担当課

諫早市企画財務部契約管財課

電話 0957-22-1500